

徳島県公安委員会規則第 6 号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年10月 6 日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 号アの(ア)中「幼児（6 歳未満の者をいう。以下同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め，同(イ)中「、幼児 2 人を」を「，小学校就学の始期に達するまでの者 2 人を」に改め，同(オ)を同(カ)とし，同(イ)を同(オ)とし，同(ウ)の次に次のように加える。

(I) タンデム自転車（2 人乗り用としての構造を有し，かつ，ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者 1 人を乗車させている場合

附 則

この規則は，公布の日から施行する。